

令和6年度 認知症対応型共同生活介護 指摘事項一覧

3事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
1	利用料の受領	歩行器や特殊寝台等の利用者の処遇上必要な福祉用具について、利用者に負担させている事例がありました。利用者から支払いを受けるにあたっては、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものとしてください。	区条例第9号第116条第3項第4号 基準省令解釈通知第3の五の4(3) ② 「利用者からの費用徴収について」 (28福介発第10643号)	2
2	利用料の受領	実際の利用日数より多い日数で介護給付費が請求されている事例や、食費等の費用が誤って多く徴収されている事例がありました。適切な請求となるよう過誤調整及び利用者への返金を行ってください。	区条例第9号第116条第1項第3項 第1号第4号 基準省令解釈通知第3の五の4(3) ①② 厚告第126号別表5のイ	1
3	具体的取扱方針	身体拘束等適正化検討委員会の結果について従業者への周知が不足している事例がありました。ついては、委員会の結果を記録し、従業者に周知してください。	区条例第9号第117条第7項第1号 基準省令解釈通知第3の五の4(4) ④	1
4	具体的取扱方針	事業者が自ら提供するサービスの質の評価を行うこと、外部評価又は運営推進会議における評価を受けること、それらの結果を公表することについて実施されていませんでした。これらを実施し、常に提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の改善を図ってください。	区条例第9号第117条第8項 基準省令解釈通知第3の五の4(4) ⑦	1
5	勤務体制の確保	職場におけるハラスメントを防止するための措置が講じられていませんでした。事業主の方針等の明確化及び相談窓口を定める等必要な措置を講じてください。	区条例第9号第123条第4項 基準省令解釈通知第3の五の4(9) ⑥	1
6	事故発生時の対応	区への報告が必要な事故について報告されていませんでした。区における事故報告の取扱要領を確認し、区への報告が必要な事故については、速やかに漏れのないよう報告してください。	区条例第9号第128条で準用する第 40条第1項 基準省令解釈通知第3の五の4 (16)で準用する第3の一の4(30)	1
7	虐待の防止	虐待防止検討委員会の結果について従業者への周知が不足している事例や、虐待防止措置の担当者が明確にされていない事例がありました。ついては、委員会の結果を記録し従業者に周知してください。また、虐待防止の担当者を指針等に明記する等明確にしてください。	区条例第9号第128条で準用する第 40条の2第1号第4号 基準省令解釈通知第3の五の4 (14)①④	1
8	感染症の予防及びまん延防止のための措置	感染症の予防及びまん延防止のための次の措置が適切に講じられていない事例があったため、これらを措置を適切に講じてください。 ●委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること ●指針を整備すること ●研修及び訓練を定期的実施すること	区条例第9号第128条で準用する第 59条の16 基準省令解釈通知第3の五の4 (13)②	1